

毎週火・金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇訓令 甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項の一部改正
- ◇告示 町村の廃置分合（大山町）
（淀江町）
肥料の登録
土地改良区設立の認可
保安施設地区指定予定
建築代理業者の登録
基本測量の実施
- ◇公告 果税外収入金の滞納処分を行う者の身分証票の交付
果税外収入金を徴収する者の身分証票の交付
公平委員会の事務委託（大栄町）
火薬類取扱主任者試験の実施

規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年八月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第四十五号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中地方課分掌事務に第十五号として次の一号を加え、「第十五号」を「第十六号」とする。

十五 自衛隊員の募集に關すること

第二十一条第一項中「鳥取県立蚕業技術員養成所」の次に、次のように加える。

鳥取県林業試験場

第三十四条第二項中「気高郡浜村町」を「気高郡気高町」に改める。

第五十条第四項中「気高郡浜村町」を「気高郡気高町」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

(鳥取県林業試験場)

第五十五条の二 鳥取県林業試験場は、林業及び林産業の改良発達を図るため、次の各号にかかる試験研究及び調査を行う機関とする。

- 一 森林施業及び経営に関すること
 - 二 林業種苗に関すること
 - 三 森林保護に関すること
 - 四 森林土じょう及び森林気象に関すること
 - 五 特殊林産物に関すること
 - 六 林産物の加工及び利用に関すること
 - 七 森林の荒廃防止及び荒廃林地復旧に関すること
 - 八 その他林業及び林産業の改良発達に関すること
- 2 鳥取県林業試験場は、鳥取市に置く。
- 3 鳥取県林業試験場に、庶務係、施業部及び改良部を置く。

第七十四条中「気高郡浜村町」を「気高郡気高町」に改める。

第八十条中「気高郡浜村町」を「気高郡気高町」に改める。

第八十三条中「気高郡浜村町」を「気高郡気高町」に、「日野郡日野上村」を「日野郡伯南町」に改め、「大宮村」を削り、「阿毘縁村」を「高宮村」に改める。

第八十九条中「気高郡浜村町」を「気高郡気高町」に改める。

第九十六条第二項中「気高郡浜村町」を「気高郡気高町」に改める。

附 則
この規則は、昭和三十年九月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第二十二号
本庁 内部部局の長

甲類 附属機関の長
地方 機関の長

昭和二十八年五月鳥取県訓令第十号(甲類附属機関の長及び地方機関の長に対する委任事項)の一部を次のように改正する。

昭和三十年八月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

別表中

「種 畜場 附設機関(米子ふ卵場を除く。)」の長、係長、

地方事務所 課長、課長補佐、係長

「種 畜場 附設機関(米子ふ卵場を除く。)」の長、係長

水産試験場 主任、係長

蚕業試験場 主任、係長

林業試験場 主任、係長

地方事務所 課長、課長補佐、係長

に改める。

附 則

この訓令は、昭和三十年九月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、昭和三十年九月一日から、西伯郡所子村及び高麗村を廃し、その区域(高麗村大字今津の区域を除く。)をもつて大山町を置く。

昭和三十年八月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、昭和三十年九月一日から、西伯郡大和村、淀江町及び宇田川村を廃し、その区域及び高麗村大

字今津の区域をもつて 淀江町を置く。
昭和三十年八月三十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。
昭和三十年八月三十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最少量 (パーセント)	住 所	生 産 業 者
------	-------	------------------------	-----	---------

鳥取県第二二三号	栄栄種配合第一号	全窒素 内アンモニア窒素 全可溶性リン酸 内可溶性リン酸 全加水溶性リン酸 内加水溶性リン酸	東伯郡大榮町 亀谷一八三	栄農業協同組合 組合長理事 長谷川国藏
		五、四、七、七、八、五 四、五、二、五、八、八、五		

鳥取県告示第四百十一号
鳥取市江津波当根武藏外十八人の者から申請のあつた秋里、江津土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十

四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十年八月二十三日認可した。
昭和三十年八月三十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百十二号

次の土地を保安施設地区指定予定地にする旨の通知を受けたので森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十
四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。
昭和三十年八月三十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

市郡一町村一大字	在 場 所	番 号	全面積指定面積 町	全面積 町	見込又は実測 指定面積 町	指定の目的	指定期間	
八頭	若櫻	諸鹿	九二五	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	水源かん養のため	一年
同右	同右	吉川	フタ通り	一、四六三ノ一七	三、〇〇〇	三、〇〇〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、四六三ノ一八	四、七五〇	四、七五〇	同右	同右
同右	同右	同右	同右	一、四六三ノ一九	五、五〇〇	五、五〇〇	同右	同右
同右	智頭	駒鼻	大井谷	六八二ノ一一	六、〇〇〇	六、〇〇〇	同右	同右
同右	同右	中原	西谷東平	九〇四ノ一	三、六二一	一〇〇、〇〇〇	同右	同右

金の滞納処分を行う者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十年八月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

職名 氏名 番号

鳥取県事務吏員 谷岡 寿延 一二五

鳥取県告示第四百十六号

督促手数料及び延滞金等徴收規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第二百二号）第十三条の規定による県税外収入金を徴收する者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十年八月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

職名 氏名 番号

鳥取県事務吏員 谷岡 寿延 一二五

鳥取県告示第四百十八号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七條第四項の規定により、東伯郡大栄町の公平委員会の事務を次の規約により鳥取県に委託を受けた。

昭和三十年八月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

東伯郡大栄町と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七條第四項の規定に基づき、大栄町（以下「甲」という。）は、同法第八條第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。（経費）

第二条 乙が、前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但し、その費用は甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。
附 則
この規約は昭和三十年九月一日から施行する。

公 告

鳥取県甲類及び乙種火薬類取扱主任者並びに丙種火薬類作業主任者の資格試験の施行につき、次のように公告する。

昭和三十年八月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

火薬類取締法第三十一条第三項により、昭和三十年度甲種火薬類取扱主任者、乙種火薬類取扱主任者及び丙種火薬類作業主任者の資格試験を次のとおり実施します。
一 種類及び試験科目

種類	甲種 乙種	火薬類取扱主任者	丙種火薬類作業主任者
試験	火薬類取締法令 一般火薬学	火薬類取締法令 信号焰管、信号火せん又は 煙火製造工場保安管理技術 一般教養科目	
科目	口答試験	口答試験	

二 試験の日時及び場所

昭和三十年十月十六日（日）午前九時から午後四時まで
鳥取市

三 受験手続

次の書類を各二部づつ（但し写真は一枚）経済部商工課に提出のこと。

1 受験願書 火薬類取締法施行規則別表第十七様式による。

2 履歴書 同右規則別表第十八様式による。

3 試験科目免除申請書（該当者のみ。）
同右規則別表第十六様式による。

